

防災県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

【企画総務担当】

- (1) 平成30年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 平成30年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・ 1-4
- (3) 平成30年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-9

【公共事業総合政策担当】

- (1) 新三重県建設産業活性化プラン・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- (2) 入札・契約制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-6
- (3) 総合評価方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-9
- (4) 公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-12

【道路整備担当】

- (1) 幹線道路網（高速道路・直轄国道）の整備・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-4
- (3) 道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7
- (4) 交通安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-9

【流域整備担当】

- (1) 河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- (2) 砂防・ダム of 整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
- (3) 港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-8

【都市政策担当】

- (1) 都市政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
- (2) 下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-5

【住まい政策担当】

- (1) 建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1
- (2) 住宅・建築物の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-3
- (3) 住宅政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-4

【工事検査担当】

- (1) 工事検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-1

平成30年5月25日
県土整備部

平成30年度県土整備部組織機構

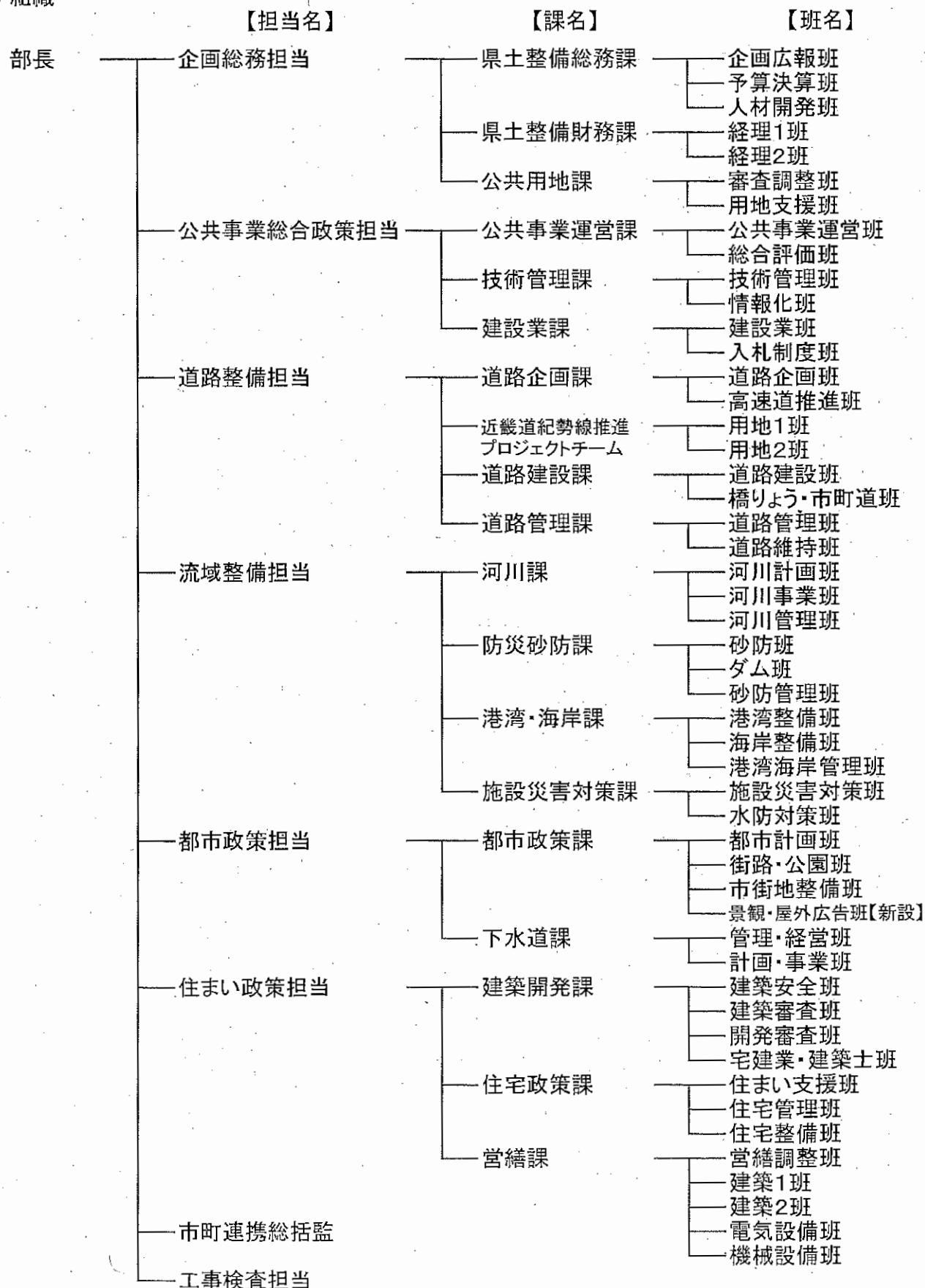
1. 本庁

(1) 主な組織改正

○ 景観行政の業務執行体制の見直し

「景観まちづくり課」を廃止し、都市政策課に「景観・屋外広告班」を設置

(2) 組織

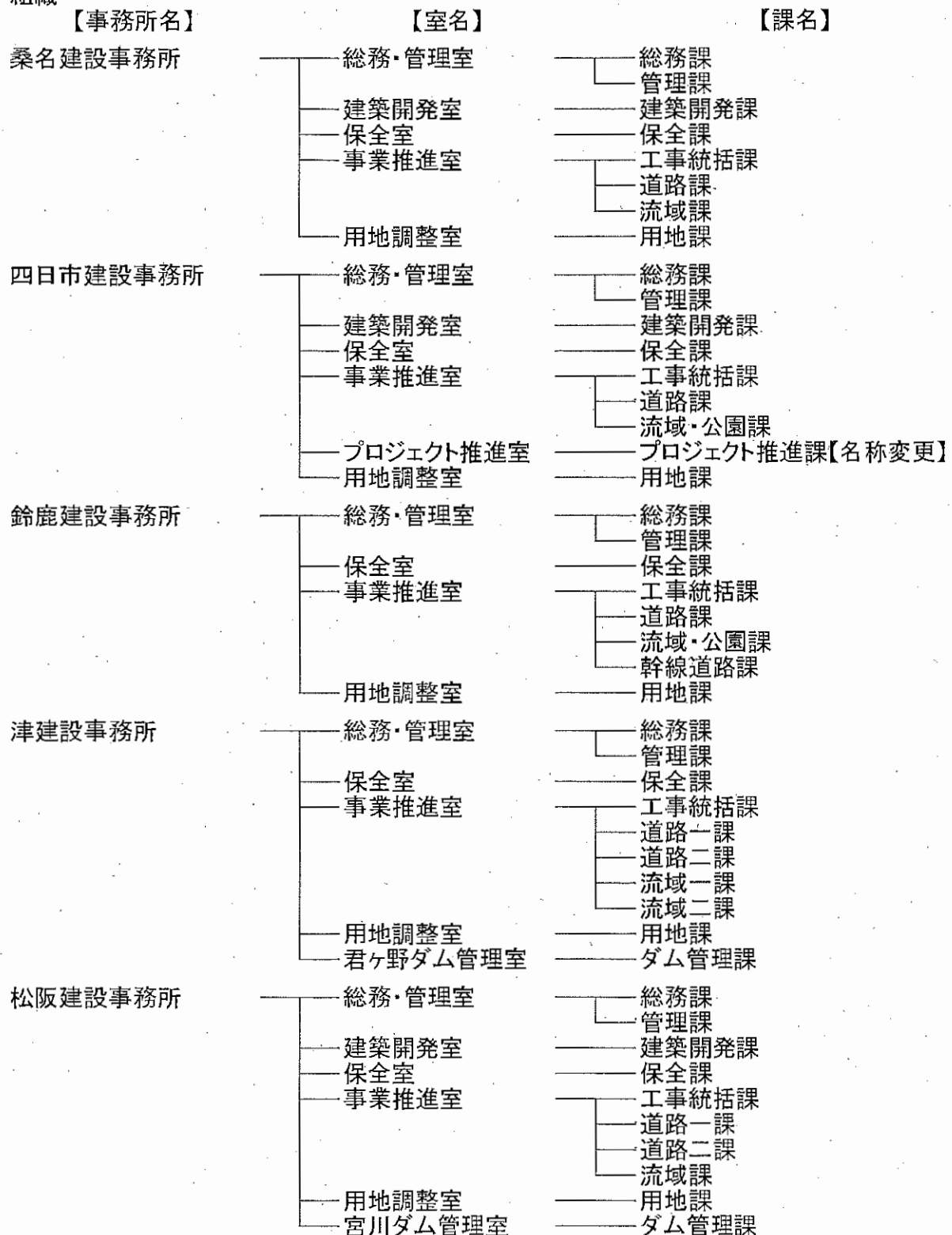


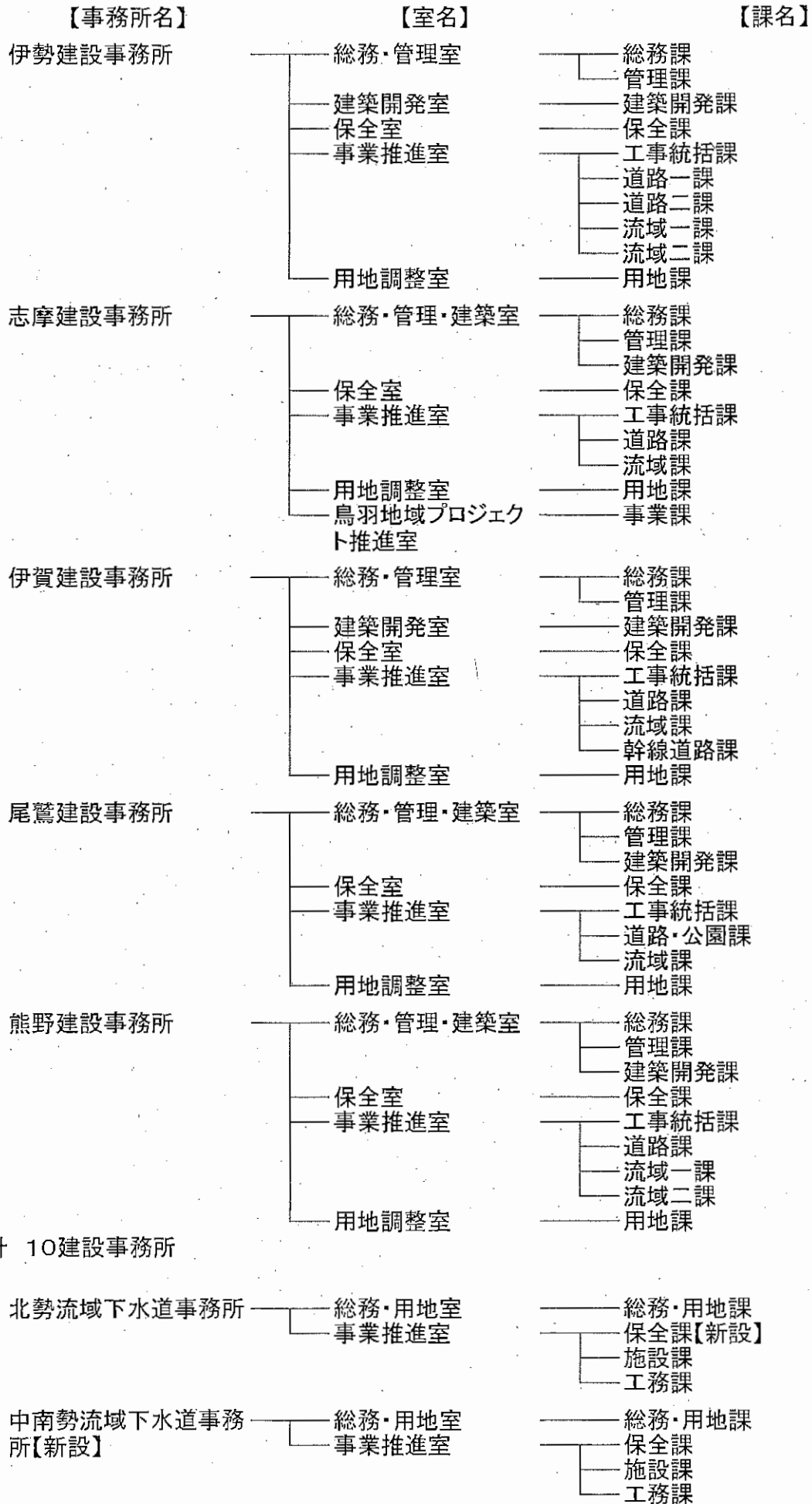
2. 地域機関

(1) 主な組織改正

- 流域下水道事業の業務執行体制の見直し
 - ・ 「中勢流域下水道事務所」と伊勢建設事務所「宮川下水道室」を統合し、松阪庁舎に「中南勢流域下水道事務所」を設置
 - ・ 各流域下水道事務所に「保全課」を設置
- その他
 - 四日市建設事務所プロジェクト推進室において、「中心市街地課」を廃止し、「高規格道路課」を「プロジェクト推進課」に名称変更

(2) 組織





平成30年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）

平成30年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	渡辺克己	
	副部長 (企画総務担当)	喜多正幸	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	真弓明光	
	次長 (道路整備担当)	志々田武幸	
	次長 (流域整備担当)	高橋建二	
	次長 (都市政策担当)	里宏幸	
	次長 (住まい政策担当)	古川万	
	市町連携総括監	山田秀樹	
県土整備総務課	課長	濱地宣広	企画総務担当
県土整備財務課	課長	伊藤美智子	
公共用地課	課長	大西宏明	
建設企画監		長瀬功起	
人権・危機管理監		寺和奈	
公共事業運営課	課長	結城健治	公共事業総合政策担当
技術管理課	課長	稗田寿次郎	
	副参事兼班長	水谷直幸	
建設業課	課長	倉田正明	
道路企画課	課長	井戸坂威	道路整備担当
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム (熊野市駐在)	参事兼担当課長	城本典洋	
	副参事	吉澤晃	
	副参事	小菅真司	
道路建設課	課長	真伏宗樹	
道路管理課	課長	上村告	

課 名	職 名	氏 名	備 考
河川課	課長	松 本 英 之	流域整備担当
	副参事	角 谷 英 雄	
防災砂防課	課長	大 江 浩	
港湾・海岸課	課長	竹 内 正 幸	
施設災害対策課	課長	梅 谷 幸 弘	
都市政策課	課長	枘 屋 武	都市政策担当
下水道課	課長	森 伸 生	
	副参事	西 野 佐与武	
建築開発課	課長	岡 村 佳 則	住まい政策担当
住宅政策課	課長	杉 野 京 太	
営繕課	課長	杉 野 健 司	
	副参事兼班長	中 村 定 嗣	
建築審査監		近 藤 貴 志	
工事検査総括監		岡 崎 賢 一	工事検査担当
検査監		玉 田 隆 作	
検査監		下 里 正 司	
検査監		蔭 間 喜 一	
検査監		筒 井 正 弥	
検査監		堀 清	
検査監		樋 口 欽 久	

【地域機関】

事務所名	職 名	氏 名	備 考
桑名建設事務所	所長	服 部 喜 幸	
	副所長兼総務・管理室長	長谷川 茂	
	副所長兼保全室長	飯 田 充 孝	
	建築開発室長	吉 村 厚 哉	
	事業推進室長	松 並 孝 明	
	用地調整室長	森 川 成	
四日市建設事務所	所長	高 木 和 広	
	副所長兼総務・管理室長	山 口 敬 史	
	副所長兼保全室長	竹 内 一 樹	
	建築開発室長	新 正 和	
	事業推進室長	千 種 藤 紀	
	プロジェクト推進室長	佐 脇 浩 一 郎	
	用地調整室長	安 井 雅 臣	
鈴鹿建設事務所	技術管理監	佐 川 尚	
	所長	関 泰 弘	
	副所長兼総務・管理室長	伊 藤 晃 一	
	副所長兼保全室長	岩 崎 彰	
	事業推進室長	作 田 敦	
津建設事務所	用地調整室長	藤 田 宗 広	
	所長	幸 阪 芳 和	
	副所長兼総務・管理室長	水 谷 雅 宏	
	副所長兼保全室長	藤 井 穰	
	事業推進室長	奥 山 長	
	用地調整室長	福 島 洋 樹	
	君ヶ野ダム管理室長	関 山 治 利	

事務所名	職 名	氏 名	備 考
松阪建設事務所	所長	佐 竹 元 宏	
	副所長兼総務・管理室長	奥 野 雅 弘	
	副所長兼保全室長	東 幸 伸	
	建築開発室長	梅 川 利 明	
	事業推進室長	内 山 敦 史	
	用地調整室長	中 川 尚 紀	
	宮川ダム管理室長	野 呂 守	
	技術管理監	繁 田 憲 一	
伊勢建設事務所	所長	山 口 尚 茂	
	副所長兼総務・管理室長	市 川 哲 也	
	副所長兼保全室長	岡 田 規 生	
	建築開発室長	押 越 隆 広	
	事業推進室長	森 茂 也	
	用地調整室長	村 林 正 治	
	技術管理監	宮 口 友 成	
志摩建設事務所	所長	向 井 孝 弘	
	副所長兼総務・管理・建築室長	山 本 英 樹	
	副所長兼保全室長	山 口 成 大	
	事業推進室長	須 賀 真 司	
	用地調整室長	松 井 定	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	松 田 学	
伊賀建設事務所	所長	西 澤 浩	
	副所長兼総務・管理室長	飛 田 哲 也	
	副所長兼保全室長	福 田 勝 許	
	建築開発室長	小 川 敬 史	
	事業推進室長	森 木 忠 彦	
	用地調整室長	山 本 透	

事務所名	職名	氏名	備考
尾鷲建設事務所	所長	久保拓也	
	副所長兼総務・管理・建築室長	瀬古敦司	
	副所長兼保全室長	上田利彦	
	事業推進室長	片田悟	
	用地調整室長	松本成尊	
熊野建設事務所	所長	中平弘	
	副所長兼総務・管理・建築室長	中村順一	
	副所長兼保全室長	鈴村英之	
	事業推進室長	久保田秀幸	
	用地調整室長	森河武彦	
北勢流域下水道事務所	所長	中野伸也	
	副所長兼総務・用地室長	下里真志	
	副所長兼事業推進室長	鳴川容治	
中南勢流域下水道事務所	所長	鵜飼伸彦	
	副所長兼総務・用地室長	稲垣真	
	副所長兼事業推進室長	新堂紳一郎	

平成30年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」に基づき、自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点、地域経済の生産性向上や国内外からの集客・交流等を支える基盤整備の観点から、必要な社会資本整備や維持管理等を進めます。

また、昨年10月の台風第21号などにより被災した公共土木施設の早期復旧に引き続き取り組むとともに、九州北部豪雨でも特に中小河川において氾濫など甚大な被害が発生したことから、再度災害等の防止に向けて河川堤防や砂防えん堤の整備、洪水時の水位状況を監視する水位計の設置、河川堆積土砂の撤去を進めます。

さらに、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模地震・津波に備え、河川管理施設や海岸堤防等の地震・津波対策を進めるとともに、他の様々な地震対策の前提となる、いわば“入り口”に位置付けられる住宅耐震化のさらなる促進に取り組みます。

加えて、摩耗した区画線の引き直しなど住民ニーズの高い事業を適切に実施するとともに、道路等の公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、法定点検などの維持管理や点検により判明した修繕等に取り組みます。

そのほか、就業者の高齢化が顕著である建設業について、若年者の入職促進や入職後の人材育成、労働環境の改善等の取組を支援します。

なお、厳しい県財政を受け、公共事業については、より一層の事業選択を行いました。

国補公共事業と直轄事業については、県財政に負担が少なく、住民ニーズの高い幹線道路等の整備や公共土木施設の補強・補修などに活用できることから優先的に実施します。

県単公共事業については、新設や改良などの建設費を直轄事業と合わせて実施する事業等に圧縮することで、維持管理費を確保しました。また、防草シートの敷設など計画的な防草対策による除草箇所の削減など、維持管理費の節減にも取り組みます。

2 主な重点項目

(1) 激甚化、頻発化する豪雨・台風への対応

○住民避難に資する対策

・(新) 危機管理型水位計の設置

予算額 50,000千円

洪水時の避難判断の目安となる水位状況を監視するため、過去10年に浸水被害が生じた箇所等に新たに水位計を設置します。

・洪水浸水想定区域図の作成

予算額 100,000千円

洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより洪水ハザードマップ作成を支援します。

・(新)高潮浸水想定区域図の作成

予算額 34,100千円

大型台風接近時に円滑かつ迅速に避難できるよう、高潮浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより高潮ハザードマップ作成を支援します。

・土砂災害警戒区域指定のための基礎調査

予算額 669,000千円

土砂災害により危害を受けるおそれのある箇所を周知し、いち早く避難してもらえよう、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域の指定を推進します。

○施設整備の推進

・河川改修事業

予算額 2,252,407千円

洪水被害を軽減するため、川幅を拡げるための堤防整備や治水上支障となっている橋梁の改築、ダム建設等を進めます。

・土砂災害防止施設整備事業

予算額 2,419,634千円

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設を整備します。

○河川堆積土砂の撤去

予算額 685,849千円

河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去および河川内の雑木の伐採を行います。堆積土砂の撤去および雑木の伐採にあたっては、撤去箇所の優先度を関係市町と検討しながら実施します。

(2) 迫りくる大規模地震・津波への対応

①河川管理施設、海岸堤防等の整備推進

○河川管理施設の地震対策

予算額 681,368千円

河口部の大型水門、河川堤防、ダムのゲートについて、地震対策を進めます。

○海岸堤防の地震・津波対策

予算額 2,029,300千円

海岸堤防の地震対策や、津波が堤防を越流した場合においても直ちに堤防を崩壊させないための海岸堤防強靱化対策を進めます。

○港湾施設の地震・老朽化対策

予算額 363,269千円

緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の地震対策を進めます。また、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化対策を進めます。

②建築物の耐震化の促進

○待ったなし！耐震化プロジェクト

予算額 98,726千円

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修および除却への支援を行います。なお、補強設計と耐震改修を一括して申請・補助する国の新制度にも対応します。

○建築物耐震対策促進事業

予算額 52,567千円

地震に対する建築物やまちの安全性を高めるため、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断や耐震改修等の耐震化事業に対する支援を行います。

(3) 安全・安心や地域の成長を支える道路網の整備

①高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

予算額 11,089,563千円

地域の経済活動を支え生産性向上に寄与する新名神高速道路の県内区間全線、東海環状自動車道の東員IC～大安IC（仮称）間等の平成30年度供用開始に向けて整備を促進します。

また、地域の安全・安心を支える熊野尾鷲道路（Ⅱ期）や新宮紀宝道路などの整備を促進します。

【主な路線】

新名神高速道路、東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道42号松阪多気バイパス、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）、鈴鹿四日市道路、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路 等

【うち平成30年度供用予定】

新名神高速道路の県内区間全線、東海環状自動車道（東員IC～大安IC（仮称）間）、国道23号中勢バイパス（鈴鹿市から津市までの2.9km）

②県管理道路の整備推進

予算額 14,512,139千円

高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパスの整備など、県民の安全・安心を支え、るとともに、成長力を強化し、豊かで活力ある地域づくりを支える県管理道路の整備を推進します。

【主な路線】

国道477号四日市湯の山道路、国道167号磯部バイパス、国道166号田引バイパス、国道169号土場バイパス、国道306号伊船バイパス、国道368号伊賀名張拡幅、県道平津菰野線、県道四日市関線、県道湯の山温泉線湯の山かもしか大橋、県道信楽上野線新服部橋 等

【うち平成30年度供用予定】

国道477号四日市湯の山道路、国道166号田引バイパス、国道306号伊船バイパス、県道湯の山温泉線湯の山かもしか大橋 等

③適切な道路の維持管理

予算額 8,132,713千円

摩耗した区画線の引き直しなど住民ニーズの高い維持管理を適切に実施するとともに、道路施設を安全で快適に利用できるよう修繕・更新等に取り組みます。

(4) 建設業を支える人材の確保・育成対策の支援

○建設業への入職促進

・(新) 建設業理解促進事業

予算額 1,000千円

<事業実施期間：平成30年度>

普通科高校生等とその保護者、教員に対して、建設業への理解を促進し、建設業を就職先として選択してもらえるよう、建設業に関する出前授業や現場見学会、インターシップを建設業界とともにを行います。

○技術者・技能者の人材育成

・建設業人材定着事業

予算額 6,187千円

建設業へ入職した若年者等がやりがいを持っていきいきと働けるよう、建設現場で活用できる資格の取得や技能講習の受講を支援します。

3 事業の見直し

	事業本数	事業費
廃止	3本	△23,608千円
リフォーム	1本	△19千円
休止	3本	△60,537千円
合計	7本	△84,164千円

平成30年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

1 会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成29年度 第1号補正後予算 A	平成30年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	70,883,684	74,509,554	105%
港湾整備事業特別会計	165,432	166,411	101%
流域下水道事業特別会計	14,712,214	13,980,906	95%
合 計	85,761,330	88,656,871	103%

2 事業別総括表

(単位：千円)

区 分	平成29年度 第1号補正後予算 A	平成30年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
国補公共事業	一般会計	22,871,559	22,972,211	100%
	下水道特会	5,880,116	5,029,374	86%
	合 計	28,751,675	28,001,585	97%
直轄事業	一般会計	13,602,414	13,619,989	100%
県単公共事業	一般会計	12,067,763	13,397,593	111%
	下水道特会	154,955	104,755	68%
	合 計	12,222,718	13,502,348	110%
災害復旧事業	一般会計	6,275,145	8,200,000	131%
その他事業	一般会計	16,066,803	16,319,761	102%
	港湾特会	165,432	166,411	101%
	下水道特会	8,677,143	8,846,777	102%
	合 計	24,909,378	25,332,949	102%
合 計	一般会計	70,883,684	74,509,554	105%
	港湾特会	165,432	166,411	101%
	下水道特会	14,712,214	13,980,906	95%
	合 計	85,761,330	88,656,871	103%

3 主な事業別明細表

(単位：千円)

区 分		平成29年度 第1号補正後予算 A	平成30年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	14,514,926	14,166,480	98%
	河 川 砂 防 事 業	5,156,917	5,278,582	102%
	港 湾 海 岸 事 業	1,957,100	1,981,580	101%
	都 市 計 画 事 業	1,039,603	1,274,121	123%
	住 宅 事 業	203,013	271,448	134%
	小 計 (一 般 会 計)	22,871,559	22,972,211	100%
	下 水 道 事 業 (下 水 特 会)	5,880,116	5,029,374	86%
	合 計	28,751,675	28,001,585	97%
直 轄 事 業	道 路 事 業	10,483,000	10,917,333	104%
	河 川 砂 防 事 業	2,707,341	2,291,206	85%
	港 湾 海 岸 事 業	337,514	339,514	101%
	公 園 事 業	74,559	71,936	96%
	合 計	13,602,414	13,619,989	100%
県 単 公 共 事 業	建 設	4,255,657	3,952,246	93%
	維 持	7,346,814	8,952,027	122%
	調 査	58,030	81,090	140%
	そ の 他	407,262	412,230	101%
	小 計 (一 般 会 計)	12,067,763	13,397,593	111%
	建 設 (下 水 特 会)	154,955	104,755	68%
	合 計	12,222,718	13,502,348	110%
総 計	54,576,807	55,123,922	101%	

新三重県建設産業活性化プラン

1 概要

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕を担うとともに、災害時の安心・安全の確保や地域の雇用の創出などの重要な役割を担っています。しかし、近年の公共投資を含めた建設投資の減少に伴う受注競争の激化、就業者の高齢化および若年就業者の減少が進行するなど、厳しい経営環境におかれています。そこで、新たに受注者目線で課題をとらえ、建設業の将来のめざす姿を見据え、建設業の活性化が実感できることを目的として、「新三重県建設産業活性化プラン」（以下「新プラン」という。）を平成29年4月にとりまとめました。

新プランでは、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」を建設業の将来ビジョンとし、その実現に向けて建設企業が解決すべき課題を「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つのキーワードに区分して取組を進めています。

なお、新プランは、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の期間とあわせて、平成31年度までとして取り組めます。

2 取組方針

建設業の活性化のためには、全ての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業自らが取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が新プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

また、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、新プランの趣旨を市町へ周知し、協働して取組を進めます。

3 平成30年度の主な取組

(1) 技術力

生産性向上に向けた取組（建設ICTの活用）

積算能力の向上の取組（予定価格の事後公表の拡大）

総合評価方式適用下限価格の引き下げ

(2) 地域貢献

地域維持型工事発注の実施

(3) 経営力

適正な予定価格の設定（単価改訂頻度の見直し）

低入札価格調査制度の改正（失格基準の見直し）

入職促進のための教育機関への働きかけ等（現場見学会等の実施）

週休二日制工事の試行

新三重県建設産業活性化プラン 概要

1 策定趣旨

普段、通行している道路や、洪水を防ぐ河川堤防の整備などは、建設業が担っています。これらの公共土木施設を整備し、適切に維持管理をすることで、物流の高度化や洪水・浸水の被害の軽減など、その機能が発揮され、県民の皆さんの安全・安心で快適な生活、高度な経済活動が成り立っています。

これまで質の高い公共土木施設を整備し、維持修繕を行ってきたのが優良な建設業であり、今後も公共土木施設の整備、維持修繕は地域の建設業が担うこととなります。

また、地域の建設業は東日本大震災や熊本地震などの災害時に、道路啓開や応急対応などにあたり、緊急物資の輸送や二次災害の防止に貢献しました。

このように、将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設業ですが、計画的・安定的な受注ができないなど、建設企業を営んでいくことが困難な状況となっています。

そのため、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」を策定します。

2 新三重県建設産業活性化プラン取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

3 計画期間

「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の期間と合わせて、平成31年度までとします。

4 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

5 建設業のめざすべき姿

(1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長の時期に整備し、老朽化の進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たします。そのために、若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたり維持・継承できることをめざします。

(2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生時における復旧・復興という重要な役割を果たします。そのために、発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない建設企業として存在することをめざします。

(3) 地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。そのために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続できることをめざします。

6 建設業をとりまく現状

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

1. 県内の建設投資は、平成3年度の1兆4,658億円をピークに減少しており、平成26年度には6,761億円とピーク時の半分以下となっています。
2. 本県の当初予算額は、平成12年度の1,545億円をピークに減少しており、平成28年度は599億円とピーク時の約40%となっています。
3. 平成27年度の国土交通省の発注した三重県内の建設企業が参加可能な工事（一般土木）は、約198億円でしたが、三重県内の建設企業がすべて受注しているわけではなく、約23%（約46億円）の工事は三重県外の建設企業が受注しています。
4. 三重県内の常勤の現場労働者は、平成20年度に約8,400人であったのに対し、平成26年度には約6,600人まで減少しています。
5. 建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。
6. 県内の一級土木施工管理技士のうち、39歳以下の一級土木施工管理技士が占める割合は、平成17年度は全体の約22%でしたが、平成27年度は約14%まで低下しました。
7. 平成27年度に県が総合評価方式で発注した工事の配置予定技術者の平均年齢は約49歳であり、若手技術者が工事を担当する機会が減少しています。

(2) 地域に必要とされる建設企業

1. 近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間50mm以上の豪雨の発生回数は、30年前と直近10年を比べると約1.25倍です。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされています。
2. 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、平成28年度において旧9町村で災害対応空白地が発生しています。
3. 県土整備部の維持管理費は、平成18年度は約72億円でしたが、平成28年度は約88億円に増加しています。
4. 平成26、27年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね5年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の約6%、トンネルでは約58%、横断歩道橋では約52%であり、継続的な維持修繕が必要な状況です。

(3) 未来に存続する建設企業

1. 本県の入札参加資格登録者は、当初予算額がピークであった平成12年度と比べ平成28年度では6%程度の減少にとどまっており、過剰供給構造となっています。
2. 価格競争では、約66%の入札においてくじ引きによる落札が発生している状況です。
3. 平成27年度の県土整備部・農林水産部の土木一式工事において、入札参加建設企業の約42%が工事を受注できませんでした。
4. 県土整備部の発注件数について、各四半期ごとの発注件数の差は近年では縮まっているものの、第1四半期では100件前後であるのに対し、第2～4四半期ではいずれの期間においても250件以上となっています。
5. 建設業の売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）は、平成26年度は2.72%（過去最高値）でしたが、平成27年度は2.63%に低下しました。
6. 平成25年度の三重県における工事落札率が平均89.3%であるのに対し、近隣県は93%以上であり、三重県の工事落札率は近隣県より低い状況です。
7. 三重県の公共工事設計労務単価は、主要11職種において平成25年度に比べ平成27年度で約10%上昇していますが、大工や左官の賃金は聞き取り調査では約1%しか上昇していません。
8. 建設業の従事者は減少しており、特に本県の39歳以下の就業者数は、平成17年の約28,000人に比べ、平成22年は約22,000人と著しく減少しています。
9. 県立高等学校において、従来から土木・建築系学科が無かった東紀州地域に加え、伊賀地域においても土木・建築系の学科が無くなっています。
10. 休業4日以上死傷者数は年々減少しているものの、建設現場での事故はニュースなどに大きく取り上げられ、危険な業種として認識されています。
11. 大学生を対象としたアンケートでは、平成24年度から、行きたくない会社として、「休日が少ない会社」と回答する学生の割合が年々高くなっています。
12. 公共工事の約8割の工事は4週4休もしくは4週5休であり、完全週休二日制を実施している工事は5%となっています。

7 めざすべき建設企業像

(1) 確かな技術力を持つ建設企業をめざして（技術力）

～ここで解決すべき課題～

1. 建設投資の減少による工事量の減少に対する対応
2. 国等の県発注工事以外の公共工事を受注するための技術力の向上
3. 新しい技術（建設ICTなど）による生産性の向上
4. 若年就業者等の定着促進
5. 若年就業者の有資格者の増加

(1-1) 国などの県発注工事以外の公共工事も受注できる技術力を身に着けます。

(1-2) 若年就業者を育成し技術・技能を適切に継承します。

(2) 地域に必要とされる建設企業をめざして（地域貢献）

～ここで解決すべき課題～

1. 局地的な豪雨の頻発等の自然災害から地域を守る
2. 南海トラフ地震等大規模災害に対する準備
3. 災害対応空白地をカバーする体制の構築
4. 公共土木施設の健全化をめざす
5. 地域に必要な地域貢献の継続
6. 社会的責務を果たす

(2-1) 社会基盤の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。

(2-2) 複数の企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。

(2-3) 建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

(3) 未来に存続する建設企業をめざして（経営力）

～ここで解決すべき課題～

1. 計画的な経営のための情報の入手
2. 効率的な業務に向けた事業連携
3. 受注機会の拡大
4. 第1四半期における閑散期の解消
5. 売上高経常利益率の向上
6. 適正価格での受注の拡大
7. 元請下請関係の改善
8. 継続的な若年者等の確保
9. 労働環境の改善

(3-1) 協業化による企業連携を強化し、企業存続をめざします。

(3-2) 計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。

(3-3) 適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるようにめざします。

(3-4) 「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善に業界全体でめざし、働きやすい職場と人材の確保を図ります。

8 取組目標と具体的な取組

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

取組目標 工事における若手技術者の登用率

技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者への登用率を17.5%（H27）から21%にします。

取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組 ●国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望
- 生産性向上に向けた取組 ●積算能力の向上の取組

取組2 技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ ●若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援 ●優良工事の表彰 ●建設キャリアアップシステムの活用の検討
- 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

取組3 若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注 ●熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2) 地域に必要な必要とされる建設企業

取組目標 維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。

取組4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務委託の改善と拡大 ●地域維持型工事発注の実施 ●維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- ①災害復旧対応能力維持の取組
 - 災害対応訓練の実施
- ②災害復旧対応体制維持の取組
 - 地域を支える建設企業の育成

(3) 未来に存続する建設企業

取組目標 売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業）

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）2.63%（H27）を2.72%にします。

取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- ①計画的・安定的な受注のための取組
 - 地域機関ごとの事業規模の明確化 ●公共工事の発注見通しの改善 ●受注機会均等化の取組
- ②建設企業の協業化を進めるための取組
 - 入札参加業者数の改善 ●管内下請の導入
- ③月別受注量の平準化の取組
 - ゼロ県債・債務負担行為の活用 ●余裕期間制度の導入と活用

取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ①工事単位の利益率の向上の取組
 - 適正な予定価格の設定 ●総合評価方式における価格評価方法の見直し ●低入札価格調査制度の改正
 - 現場状況の変化に対応した適切な設計変更 ●標準工期の見直し
- ②受注者の事務負担等の軽減取組
 - ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大 ●総合評価方式における提出書類の簡素化 ●電子化の推進
 - 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- ③下請企業（技能労働者）の利潤確保
 - 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用 ●技能労働者の賃金等の調査の実施
 - 重層下請の改善 ●総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

取組8 入職促進の取組

- 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援 ●建設業の理解のためのPR

取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大 ●安全な職場環境づくりの促進
- 女性就業者の職場環境の改善

入札・契約制度

1 現状

入札・契約は、公平性、透明性および競争性を確保しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等」を実現するため、改善に取り組めます。

(1) 入札・契約方式

建設工事の入札・契約方式は以下のとおりです。

入札・契約方式		適用法	政令	適用
一般競争入札	一般競争入札	地方自治法第 234 条 第 1 項、第 2 項	同法施行令 167 条の 4	WTO 対象工事(※)
	条件付き 一般競争入札		同法施行令 167 条の 4 に加え、5 及び 5 の 2	建設工事の入札全 般
指名競争入札			同法施行令 167 条	測量・設計等業務 委託 など
随意契約			同法施行令 167 条の 2	緊急を要する工事 など

※ WTO 対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が 1500 万 SDR (22 億 9 千万円) 以上の工事をいう。

(2) 予定価格

三重県会計規則第 65 条および同運用指針に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

(3) 低入札価格調査制度および最低制限価格制度

① 低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、落札候補者に対してその入札価格によって契約が履行できる資料の提出を求め、提出資料の調査分析、事情聴取などによる調査を行い、落札者を決定する制度です。

② 最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内で最低制限価格を設定したうえで、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする制度です。

(4) 落札者の決定方式

① 最低価格落札方式

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式です。

② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

(5) 三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①～③を満たす必要があります。

- ① 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けていること
- ② 同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていること
- ③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

(6) 三重県建設工事発注標準【表-1】【図-1】

本県では、「建設工事」のうち、以下の6業種について格付けを行っています。

土木一式工事	A～C	建築一式工事	A～C	電気工事	A、B
管工事	A、B	舗装工事	A、B	造園工事	A、B

格付けは、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点および1級技術者数からなる格付基準により行っています。

格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

(7) 資格（指名）停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不適当であると認めた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

2 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」および「新三重県建設産業活性化プラン」の実現に向けて入札・契約制度の改善に取り組んでいきます。

3 平成30年度の主な取組

(1) 予定価格の事後公表の拡大

適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除とくじ引きの抑制対策として、予定価格の事後公表を総合評価方式において拡大するとともに、最低価格落札方式においても新たに試行します。

(2) 低入札価格調査制度の改正

ダンピング受注などを防止するとともに、適正な利潤を確保できる契約となるよう、低入札価格調査の失格基準を見直します。

(3) 総合評価方式適用下限価格の引き下げ

建設企業が持っている技術力の維持・向上のため、総合評価方式（土木一式工事）の適用下限価格を予定価格3千万円以上に引き下げ試行します。

【表－1】三重県建設工事発注標準

〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,000万円以上	① 総合点 840 点以上 ② 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 7,000万円未満	① 総合点 760 点以上 ② 1 級技術者 2 名以上 (うち 1 名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

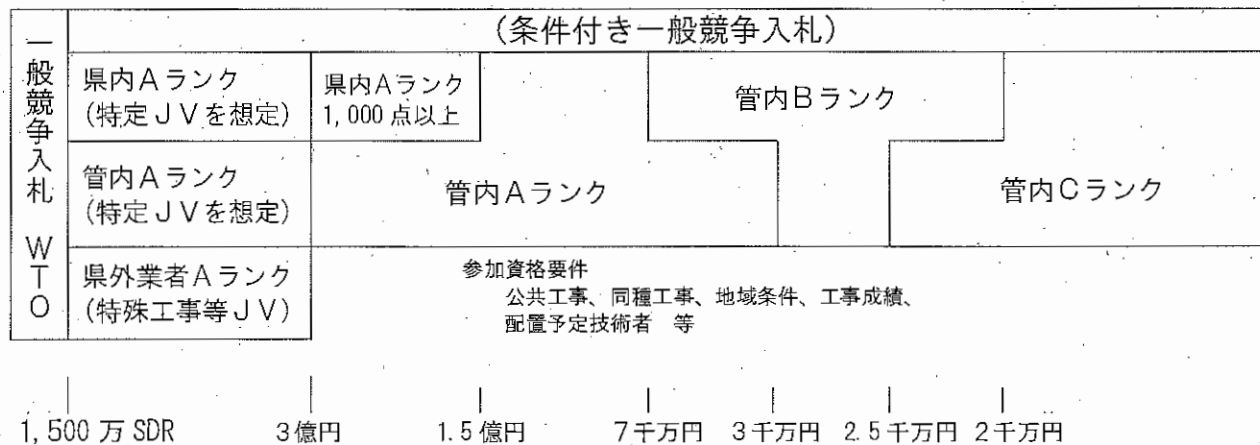
＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

【図－1】発注方法

〔土木一式工事〕



総合評価方式

1 概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨をふまえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

(1) 総合評価方式の対象

建設工事では、次の工事を対象に総合評価方式を適用することを標準としています。

- ①土木一式工事：5千万円以上
- ②建築一式工事：1億円以上
- ③舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事：3千万円以上
- ④上記①から③に該当しない工事：7千万円以上

ただし、早期執行が特に必要な案件または技術的工夫の余地が小さい案件等、競争入札審査会に諮ったうえで総合評価方式の対象外とすることがあります。

<平成29年度実績>

- ・建設工事：約1,200件のうち254件
- ・測量・設計業務：約700件のうち149件

(2) 総合評価方式の型式

- ①簡易型（予定価格12億円未満）
- ②標準型（予定価格12億円以上）
- ③高度技術提案型（標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの）

(3) 落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

<建設工事における評価値の算出式>

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

標準点 (100点)
加算点：簡易型 (10~25点)
加算点：標準型 (35点)

(4) 評価項目の配点内訳

土木一式工事（簡易型B）における評価項目の標準の配点は、次の表のとおりです。

	配点	全体に占める割合 (%)	主な評価対象実績
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等
社会貢献度	15	7	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等
企業の技術力等	58	27	企業の工事实績、工事成績等
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事实績、CPD実績等
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング
換算前加算点満点	215	100	
加算点満点	20	換算前加算点(215点)を加算点(20点)に換算	

2 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」及び「新三重県建設産業活性化プラン」の実現に向けて総合評価方式の見直しに取り組んでいきます。

3 平成30年度の主な取組

- ・総合評価方式（土木一式工事）の適用下限価格を予定価格3千万円以上に引き下げ、試行していきます。
- ・総合評価方式における技術資料の簡素化を実施します。

土木一式工事における総合評価方式 平成30年度 標準案

【平成30年度6月1日以降 標準案】

		簡易型B 技術提案 1テーマ	太字下線箇所: 選択可	太字下線箇所: 配点変更可						
大項目	中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)			評価基準・配点等の設定の考え方				
企業 の 能 力 等	地域精通度 ・貢献度	地域精通度	本店等所在地	10	15	110	<ul style="list-style-type: none"> ・県との災害協定で、毎年度、訓練等の活動実績がある協定: 9点 ・県との災害協定で、訓練等の活動実績がない協定: 3点 ・県以外との災害協定: 3点 			
			施工箇所地域 における工事実績	5						
		地域貢献度	雪氷対策元請実績	5	22					
			小規模業務委託元請実績	5						
			公共施設美化活動実績	3						
			災害協定の評価	9						
	社会 貢献度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	10	10					
			男女共同参画活動実績							
			障がい者雇用実績	5						
			環境マネジメントシステム の認証 (ISO14001、M-EMS)							
			県内企業による施工					5		
	企業の 技術力等	工事実績	評価対象工事の実績	20	48					
		工事成績	工事成績点又は総合点	20				135	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が自ら選んだ三重県の直近過去3年度の工事成績点を評価 (90点以上: 20点、75点~90点未満: (申告工事成績点-75)+5、75点未満: 5点) 申告された評定点のうち、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの評定点から補正します。 平成28年9月30日以前に完成検査を行った評定点 平成28年9月30日以前に部分完成(出来高)検査にて採点を行い、 平成28年10月1日以降に完成検査を行った評定点 ・国交省中部地方整備局又は国交省近畿地方整備局が前年度公表している最新の工事成績評定平均点を評価 ・上記三重県の工事成績点及び国交省が公表している工事成績評定平均点がない場合は、入札公告日時点の建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価 (970点以上: 5点、840点~970点未満: (総合点-840) / (970-840) × 5、840点未満: 0点) 	
										品質マネジメント
		労働安全 衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5						
受注工事高		1級技術者1人あたりの 当該年度に契約した 公共機関等発注の 契約額2千5百万円以上の 土木一式工事の契約済額	10	10						
技術者 の能力		技術者 の能力	配置予定技術 者の工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績		20	25			<ul style="list-style-type: none"> ・受注工事高をベースとした評価 (5千万円未満: 10点、5千万円から1億5千万円未満: 10-(受注工事高-5千万円) × 10 / 1億円、1億5千万円以上: 0点) ・予定価格8千万円未満の場合は評価 ・設定時の標準配点: 5点
			資格保有状況	1級土木施工管理技士の資格		5				
	継続学習制度 (CPD)		継続学習制度の単位取得状況	5						
技術 提案等	技術 提案	発注者が指定するテーマ・ 項目について 施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1テーマあたり3項目 ・提案を求める項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・項目毎に5段階評価 ・請求に応じ項目毎の結果(点数)を通知 			
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認表					20		
(標準点 100点) + 加算点 20点換算			215							
			換算 20.00 点			(※換算時、小数3位切り捨て) ※平成30年度4月から5月末は小数2位切り捨て				

公共事業評価制度

1 概要

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施するため、事前・事中・事後の各評価システムを一体的に機能させた評価サイクルを構築しています。

(1) 事前評価

平成 14 年度予算編成から「公共事業事前評価システム」を導入し、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るために、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

(2) 事中評価

平成 10 年度から「公共事業再評価システム」を導入し、事業着手後一定期間を経過した事業等を対象に、事業継続の適否を評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申をふまえ、事業継続の適否を決定しています。

(3) 事後評価

平成 15 年度から「公共事業事後評価システム」を導入し、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申をふまえ、今後実施する事業の計画または実施中の事業への反映に努めています。

2 取組方針

引き続き、公共事業の公正性及び透明性確保のため、事業評価を実施します。

3 平成 30 年度の主な取組

(1) 事前評価

平成 31 年度の事業実施予定箇所について、事前評価を実施します。

(2) 事中評価

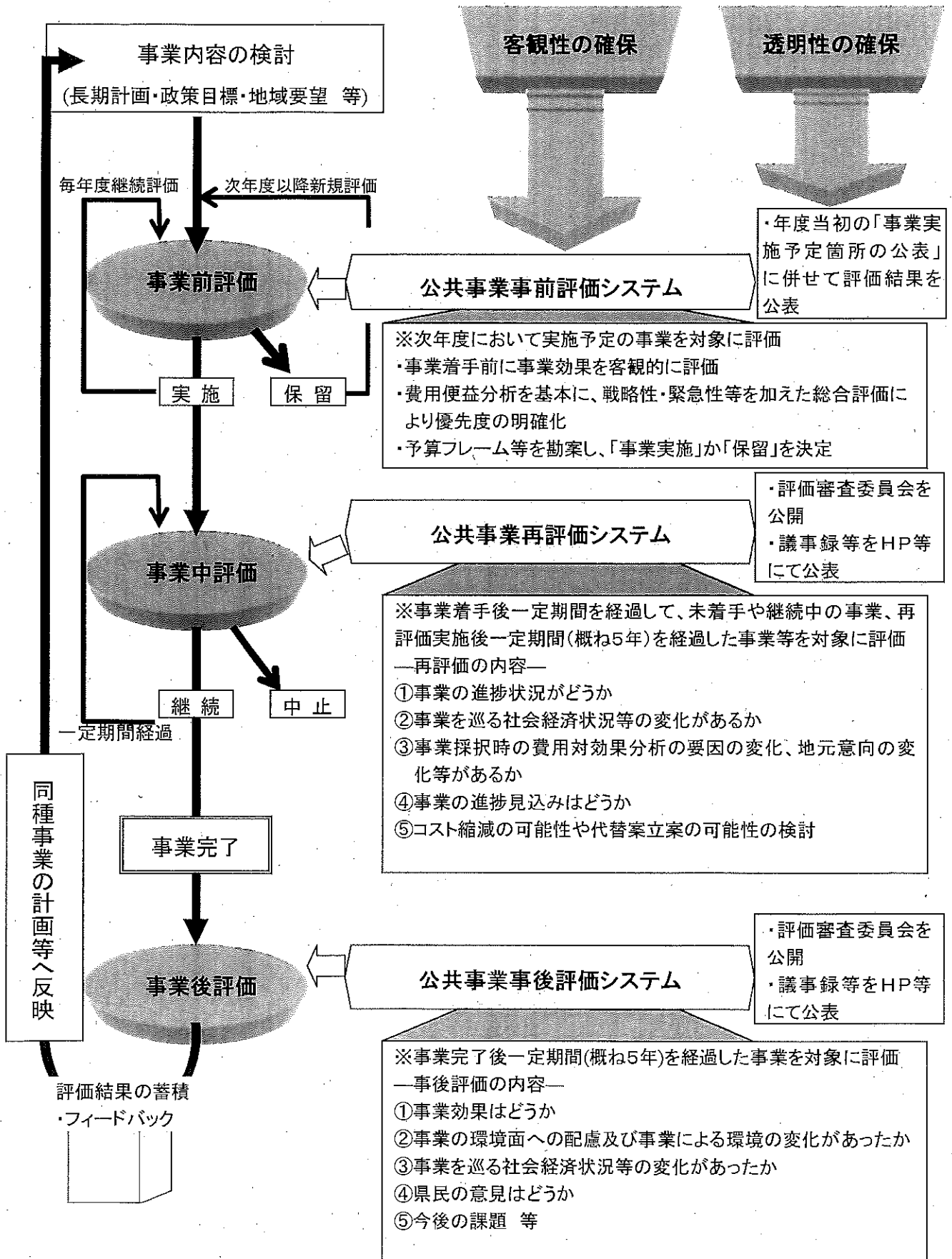
河川事業、林道事業など 15 事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

(3) 事後評価

道路事業など 4 事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル



幹線道路網（高速道路・直轄国道）の整備

1 現状

県内の高規格幹線道路や直轄国道の幹線道路網の整備は、平成 29 年度に松阪多気バイパスが全線開通し、平成 30 年度には、新名神高速道路の県内区間全線開通、東海環状自動車道の東員 IC から大安 IC（仮称）、国道 23 号中勢バイパスの鈴鹿市から津市の間が開通する予定であり、着実な整備が図られています。

<主な事業の進捗状況>

平成 30 年 3 月末時点

事業名	事業主体	全体事業費	用地進捗 事業進捗	備考
新名神高速道路 （新四日市～亀山西）	中日本高速	3,300 億円	100% 70%	平成 30 年度開通 L=27.8km
東海環状自動車道 （北勢～四日市）	国 中日本高速	1,369 億円	99% 73%*	（東員 IC～大安 IC（仮称）） 平成 30 年度開通 L=6.4km
国道 42 号 熊野尾鷲道路（Ⅱ期）	国	260 億円	100% 69%	
国道 42 号 新宮紀宝道路	国	210 億円	38% 10%	近畿道紀勢線推進 PT 平成 30 年度 2 名増員 （20 人）
国道 42 号 熊野道路	国	270 億円	17% 2%	
国道 1 号北勢バイパス	国	1,300 億円	82% 67%	
国道 1 号桑名東部拡幅	国	513 億円	61% 40%	
国道 23 号中勢バイパス	国	1,930 億円	99% 86%	（鈴鹿～津） 平成 30 年度開通 L=2.9km

※累積事業費からの推計値

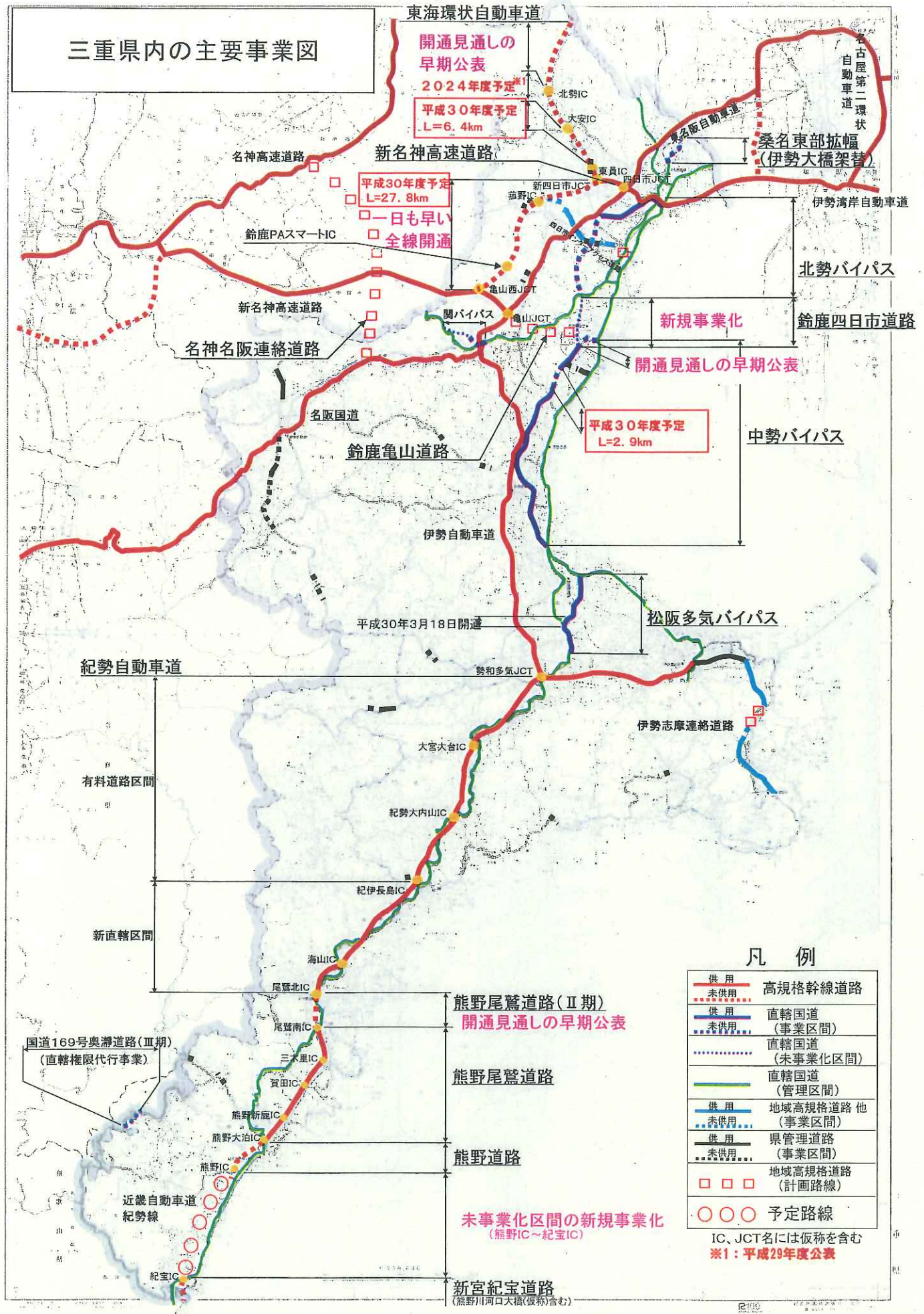
2 取組方針

- ・地域の経済活動（産業・観光）の拡大を支える基盤として、幹線道路網の整備促進を図ります。
- ・大規模地震や激甚化する集中豪雨等による自然災害の脅威に対し、県民の皆さんの安全・安心を確保するため幹線道路網の整備促進を図ります。
- ・鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。

3 平成 30 年度の主な取組

- ・本年度開通予定区間の供用が確実に図られるよう、関係事業主体に働きかけます。
- ・事業中区間の整備促進、未事業化区間の早期事業化について、関係市町や民間企業、民間団体とも協力しながら、引き続き、国等に対し働きかけていきます。

三重県内の主要事業図



凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	高規格幹線道路
供用	直轄国道 (事業区間)
未供用	直轄国道 (事業区間)
供用	直轄国道 (未事業化区間)
未供用	直轄国道 (未事業化区間)
供用	直轄国道 (管理区間)
未供用	直轄国道 (管理区間)
供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
未供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
供用	県管理道路 (事業区間)
未供用	県管理道路 (事業区間)
□ □ □	地域高規格道路 (計画路線)
○ ○ ○	予定路線

IC、JCT名には仮称を含む
 ※1：平成29年度公表

① 新名神高速道路（菰野町音羽地内）



② 東海環状自動車道（いなべ市大安町地内）



③ 北勢バイパス（四日市市西坂部町地内）



④ 中勢バイパス（鈴鹿市御園町地内）



⑤ 伊勢二見鳥羽ライン（伊勢市朝熊町地内）



⑥ 熊野尾鷲道路Ⅱ期（尾鷲市南浦地内）



県管理道路の整備

1 現状

(1) 整備状況

県管理道路の整備については、バイパス整備や現道拡幅などの抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら計画的に整備を推進しています。また、緊急輸送道路等に係る橋梁の耐震対策を進めています。

整備の結果、平成 29 年度は以下の箇所を供用しました。

①抜本的な整備

国道 421 号石樽南（いなべ市）、県道上海老茂福線（四日市市）、県道桑名四日市線（川越町）、国道 167 号鷺方磯部バイパス（志摩市）、国道 422 号三田坂バイパス（伊賀市）、県道中井浦九鬼線（尾鷲市）など 10 箇所の供用と国道 477 号四日市拡幅（四日市市）など 4 箇所の部分供用

②柔軟な対応

県道鈴鹿港線（鈴鹿市）など 3 箇所の供用と県道横輪南勢線（伊勢市）など 2 箇所の部分供用

③橋梁耐震

県道水郷公園線〔福吉橋〕（桑名市）、国道 309 号〔佐渡橋〕（熊野市）など 19 橋

(2) 事業箇所数

「平成 30 年度道路事業計画」における事業箇所数は 123 箇所であり、そのうち継続箇所は 109 箇所、新規着手箇所は 10 箇所です。

2 取組方針

(1) 整備方針

県民等の安全性や利便性の向上を目的に、次の 4 つの方針に基づき、「道路事業計画」を策定し、県管理道路の整備を計画的に推進しています。

- ①高規格幹線道路へのアクセスの改善
- ②緊急・災害時の復旧・復興に資する道路整備
- ③交通円滑化を図る渋滞対策
- ④安全・安心・快適な道路環境を確保する道路整備

(2) 整備方法

国の補助事業や交付金事業を最大限に活用するとともに、県単独事業もあわせ整備を進めています。

3 平成 30 年度の主な取組

「平成 30 年度道路事業計画」に基づき、計画的に整備を進めます。
平成 30 年度に供用を予定している主な箇所は以下のとおりです。

① 抜本的な整備

国道 477 号四日市湯の山道路（四日市市～菰野町）、県道湯の山温泉線〔湯の山かもしか大橋〕（菰野町）、国道 306 号伊船バイパス（鈴鹿市）、県道上稲葉羽野線（津市）、国道 166 号田引（松阪市）等

② 柔軟な対応

県道木曾岬弥富停車場線（木曾岬町）等

③ 橋梁耐震

国道 421 号〔三笠橋〕（いなべ市）、県道鳥羽阿児線〔二又橋〕（志摩市）、県道鳥羽松阪線〔大野橋〕（伊勢市）等

国道 167 号鵜方磯部バイパス (志摩市)

平成 29 年 12 月 17 日供用開始



【事業効果】

鵜方駅周辺の渋滞が緩和され、医療施設への迅速な救急搬送が可能になるとともに、志摩地域を訪れる観光客の利便性が向上しました。

県道横輪南勢線 (伊勢市)

平成 29 年 5 月 12 日供用開始



【事業効果】

待避所の整備により、車両の対面通行可能な区間が増え、安全性が向上しました。

道路の維持管理

1 道路施設の現状

県管理道路の路線数、実延長 (H29. 4. 1 現在)

種 別	路線数	実 延 長(km)
国道(県管理)	20	791.5
県道	307	2,674.0
国道・県道計	327	3,465.5

主要な道路施設の内訳

(H30. 4. 1 現在)

種 別	橋梁	トンネル	横断 歩道橋	シェッド	大型 カルバート	門型 標識
施設数	4,212	130	102	22	35	18
うち、建設後50年 以上の道路施設	1,622 (約39%)	23 (約18%)	27 (約26%)	0 (0%)	1 (約3%)	0 (0%)

2 取組方針

- (1) 定期点検(1回/5年)の実施
- (2) 長寿命化修繕計画に基づく修繕
- (3) 区画線の引き直しの箇所選定基準に基づく実施

3 平成30年度の主な取組

- ・定期点検
 - 橋梁 902 橋、トンネル 64 本、横断歩道橋 38 橋、門型標識 8 基
(平成29年度実績：橋梁822橋、トンネル23本、横断歩道橋23橋、シェッド1基、門型標識4基)
- ・定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事
 - 橋梁 61 橋、トンネル 23 本、横断歩道橋 7 橋、シェッド 2 基
(平成29年度実績：橋梁48橋、トンネル12本、横断歩道橋10橋)
- ・研修会の開催による市町職員への技術的サポート
(平成29年度実績：14回開催)
- ・住民参加による維持管理
(平成29年度実績：363団体(道路美化ボランティア活動助成事業164団体、ふれあいの道事業10団体、自治会委託(道路)189団体))
- ・歩道橋ネーミングライツの推進
(平成29年度実績：3件)

● 橋梁修繕 長寿命化修繕計画に基づく対策事例
主桁、高欄の修繕：【（一）水沢本町采女線 小松橋 四日市市貝家町】



老朽化により高欄、主桁のサビが進行



高欄、主桁の塗替えと高欄の部分補修を実施

● 三重県道路インフラメンテナンス協議会の研修事例
市町職員の点検技術力の向上を図るため県職員による研修を実施



点検前に、点検のポイントについて説明



桁下より橋台、床版等を点検

● 歩道橋ネーミングライツ（平成 29 年度実績：3 件）

<p>(主) 亀山白山線（亀山市） 御幸歩道橋 「白熊ラーメン亀山本店ブリッジ」</p>	<p>(主) 松阪第二環状線（松阪市） 花田歩道橋 「株式会社エコクリーン 1 号歩道橋」</p>	<p>国道 421 号（桑名市） 益生歩道橋 「建設業協会桑名支部歩道橋」</p>

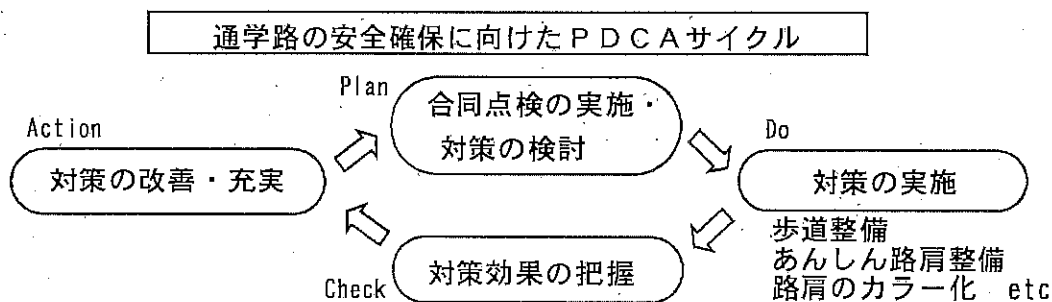
交通安全対策

1 現状

- 通学路における痛ましい交通事故が全国で相次いだことを受け、平成25年から道路管理者、警察、教育委員会および学校が連携して「通学路交通安全プログラム」の策定を進め、平成27年度末までに県内全ての市町において策定が完了しました。平成28年度より同プログラムに位置付けられた危険箇所の対策を重点的に実施しています。
- 死傷事故が多発している交差点等、平成29年1月に国が指定した「事故危険箇所」（県管理全26箇所）について、公安委員会と連携した交通事故対策（路面標示、交差点改良、標識設置等）を平成28年度より実施しています。

2 取組方針

- 「通学路交通安全プログラム」に位置付けられた危険箇所の対策を継続的に実施するとともに、PDCAサイクル（合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実）の取組を実施します。



- 「事故危険箇所」の交通事故対策を平成32年度までに完了予定です。

3 平成30年度の主な取組

- 「通学路交通安全プログラム」に基づき19箇所の歩道整備を実施予定です。（うち、平成30年度完了予定箇所2箇所）
- 「事故危険箇所」県管理26箇所のうち、1箇所で対策を実施予定です。（平成30年度末で24箇所/全26箇所（約92%）が完了予定）

●交通安全対策を実施した事例

交通安全対策事業：【(一)平生庄田線 津市榊原町】

対策前



歩道がなく路肩も狭小であり、通学児童等が危険な状態



津市榊原町】
対策後



通学児童等の安全確保を図るため、歩行空間を整備

伊勢市内の県道等における石灯籠の撤去

1 概要

平成 30 年 4 月 14 日、伊勢市内の県道鳥羽松阪線において、路線バスのサイドミラーが歩道上の石灯籠に接触し、落下した石灯籠上部が歩行者に当たり、死亡する事故が発生しました。

石灯籠を当初設置した団体は既に解散しており、現在は管理者・所有者不明となっています。

平成 25 年度以降、点検のうえで危険な石灯籠を撤去してきたところですが、今回の事故を受けて行われた撤去作業において、上部や基礎の構造から、安全性の確保ができないと判断し、危険の未然防止のため、全ての石灯籠について速やかに撤去することとしました。

2 対応方針

道路法第 44 条の 2（違法放置等物件に対する措置）に基づき、全ての石灯籠を撤去することとしました。

事故のあった石灯籠ならびにそれ以外のバス停付近の石灯籠は撤去済みですが、これら以外の石灯籠についても、インターハイ前までに撤去します。

なお、刻銘者が権利を主張された場合、国・市と歩調をあわせて丁寧に対応していきます。

また、撤去により、慣れ親しんできた景観を惜しむ市民等の声もあることから、撤去後の景観のあり方について、地域づくりの主体となる伊勢市と連携し、道路管理者として可能な支援を行っていきます。

石灯籠数（平成 30 年 5 月 15 日現在）

箇 所		基 数
国 道		94
県 道		311
市 道		8
宇治浦田駐車場	県	14
	市	69
計		496

